

「寄附に関する基準」 の概要

はじめに

平素は、医療用医薬品製造販売業公正取引協議会の運営する公正競争規約にご理解をいただきありがとうございます。

当協議会は、医療用医薬品の販売に附随して提供する景品類において、当業界の正常な商慣習に照らして不当な景品類の提供とならないよう公正競争規約（以下、「規約」という。）を定めて運用しています。

本リーフでは「寄附に関する基準」の概要をご紹介します。

注 意

本リーフは「寄附に関する基準」の主な内容およびご理解いただきたい点を記載したものであり、全体を網羅したものではありません。



公取協

1. 原則

(1) 寄附の規約上の考え方

一般的に「寄附」とは、取引に関係なく無償で金品を提供することをいい、取引誘引の手段として行われる景品類の提供とは結びつかないものです。

しかし、当業界における大部分の寄附の要請は、医療担当者から医薬情報担当者になされるため、医療用医薬品の取引（採用・購入・処方）に影響を及ぼすおそれがあります。

そこで、寄附が医療用医薬品の取引を不当に誘引する手段に使われないよう、規約で「寄附に関する基準」として定め、運用することにしました。

(2) 取引に付随しない寄附金

以下の寄附金は、医療担当者に関与しないか、または関与したとしても、医療用医薬品の取引を前提として拠出するものではありませんので、規約の制限を受けません。

1) 広く社会一般から認められる寄附金

2) 災害等に際しての寄附金

3) 業界団体が行う寄附

4) 医療担当者等が関与しない寄附金、等

2. 医療機関等および医療担当者等に対する寄附金

(1) 拠出が制限される寄附金

以下の寄附金は、当協議会の規約で会員会社が拠出することを禁止しているものです。もし仮に当協議会の会員会社が以下の寄附金を拠出した場合には、拠出した当協議会会員会社が規約違反を問われることになります。

1) 寄附者側の利益が約束されている寄附金

2) 割当て・強制となる寄附金

3) 通常の医療業務に対する寄附金

4) 医療機関等が自ら支出すべき費用に充てられる寄附金

5) 社会通念を超えて過大となる寄附金

(2) 拠出が制限されない寄附金

以下の寄附金を会員会社が医療用医薬品の取引に関連して拠出しても、それぞれの項で定めている手続（要件）を充たせば規約違反を問われません。

1) 研究活動に対する寄附金

大学や法令上研究機能を有する病院など、研究を事業としている病院の研究活動に対して援助することができます。

* 自社医薬品の臨床研究に対して、寄附を行うことはできません。

2) 講演会活動に対する寄附金

医学・薬学の研究活動を行う地域の中核病院などが、その成果を近隣の医療機関に所属する医師等に行う講演会や、地域の住民等への病気の予防や公衆衛生の向上などを目的として行う講演会に援助することができます。

3. 団体に対する寄附金

この項は、別に定める「団体性の判断基準」により医療機関等および医療担当者等とは別個の団体と認められた団体に対する寄附金を定めています。

(1) 団体の活動内容による寄附金

団体に対する寄附には学会等の会員を対象とした会合開催に対するものと、学会等のそれ以外の活動に対するものがあります。

団体に寄附金を拠出するに当たっては、募金趣意書等を事前に入手し、募金の目的が当該団体等の事業目的に合致しているかなどを確認するとともに、活動内容や活動資金（適正な会費、など）等により、その団体が適正に運営されていることを確認することとしています。

* 自社医薬品の臨床研究に対して、寄附を行うことはできません。

(2) 学会等の会員を対象とした会合開催に対する寄附

1) 学会等の会合に際し、参加する当該団体の会員の旅費や懇親会費用など、参加する会員個人が自ら負担すべき費用は、寄附金で援助できません。

【指標：会合開催における総収入から製造販売業者の資金（寄附金、広告料、展示料、共催費等）を引いた額が、個人費用の総額を上回っていること】

2) 学会等の会合開催費用は、主催者である学会等が会員の会費で自主運営をすべきものと認識しております。したがって、学会等の自己資金が会合開催費用の過半を占めることが、団体が適正に運営されていることになると考えています。

なお、会終了後、速やかに決算報告書を寄附金拠出企業にご提出ください。

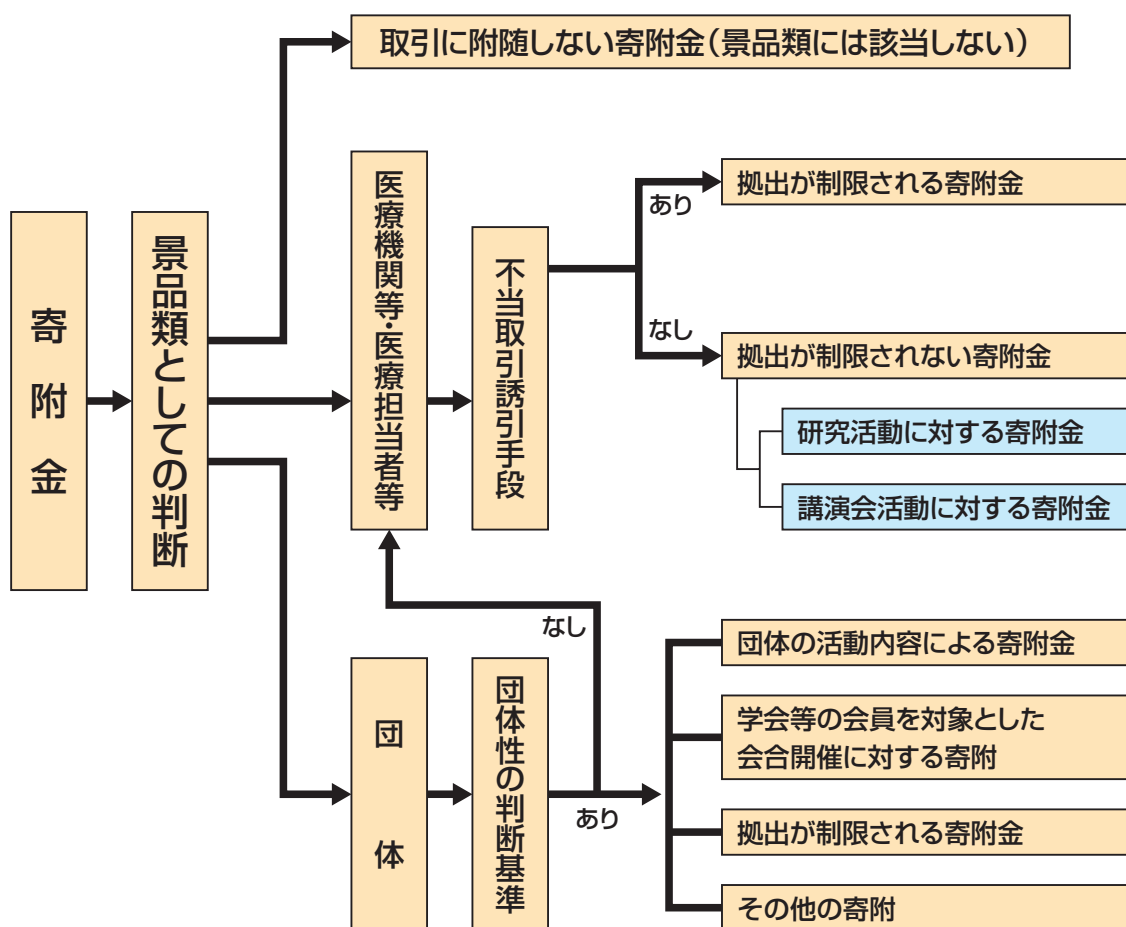
(3) 拠出が制限される寄附金

医療機関等および医療担当者等とは別個の団体であっても、1) 間接提供となる寄附、2) 割当て・強制となる寄附、に該当する場合は規約で制限されます。

(4) その他の寄附

学会会合に際しての手伝いや、賛助会費としての援助などは、定めている手続を充たすことにより、実施できます。

「寄附に関する基準」の構成



* 自社医薬品の臨床研究に対して、寄附を行うことはできません。

医療用医薬品製造販売業公正取引協議会

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町3丁目7番2号

TEL : 03-3669-5357 (代表) FAX : 03-3669-3839

URL : <https://www.iyakuhin-koutorikyo.org/>

令和5年6月作成